

DVは犯罪です

相談例

- Q** パートナーが暴力を振るうのは、自分が失敗ばかりするからだとかっています。でも、辛くてたまりません。
- A** 暴力を振るう人は相手を選んで行います。暴力を振りたい時に、些細なことを持ち出して相手を攻撃するのです。あなたが悪いではありません。
- Q** 相談機関に相談したらどんな支援をしてくれるのですか？
- A** 相談内容と希望に応じて、様々な情報提供や連絡調整を行います。まずはご相談ください。

被害者は法律等で守られています

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)
- 国分寺市男女平等推進条例
- 第2次国分寺市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画

暴力を受けている人が身近にいたら被害者でなくても相談してください



男女平等推進センター
ライツこくぶんじ
☎042-573-4378
ひかりプラザ2F
(JR国立駅から徒歩8分)

国分寺市の相談機関

相談無料

匿名相談可

秘密厳守

男女平等推進センター ライツこくぶんじ

○女性の悩みごと相談 (予約不要)

月～金曜日 9:00～17:00
(土日・祝日・年末年始を除く)

相談専用

☎ 042-573-4342

✉ soudan@city.kokubunji.tokyo.jp

予約制

○女性のためのカウンセリング(1回50分)
毎月第2・4火曜日(原則) 13:30～16:30

○女性法律相談 (1回30分)
毎月第3木曜日(原則) 13:30～16:30

予約・問合せ

☎ 042-573-4378

受付 月～金曜日 8:30～17:00
(土日・祝日・年末年始を除く)

福祉事務所 (要予約)

☎ 042-325-0111(代表)

国分寺市役所第二庁舎1階
月～金曜日 9:00～17:00
(土日・祝日・年末年始を除く)
※面接受付は16:00まで

身の危険を感じる緊急の場合は・・・
ためらわず警察に**110**番通報

あなたは
パートナーから
尊重されていますか？



人はだれでも
自由に安心して
生きる権利があります。
あなたは悪くありません。
ひとりて悩まないで。



国分寺市立男女平等推進センター
ライツこくぶんじ

〒185-0034
東京都国分寺市光町1-46-8
ひかりプラザ2F

☎042-573-4378

E-mail: soudan@city.kokubunji.tokyo.jp



DV ってなに?

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者(事実婚、元配偶者も含む)や親密な関係にある男女間の暴力をいいます。

暴力 ってどんなこと?

- 身体的暴力・・・なぐる、ける、物をなげるなど。
- 精神的暴力・・・どなる、おどす、何を言っても無視する、異常な嫉妬をするなど。
- 性的暴力・・・行為を強要する、避妊に協力しないなど。
- 経済的支配・・・生活費を渡さない、外で働くことを禁じるなど。
- 社会的暴力・・・人との交流を制限・監視するなど。

暴力 を受けると...

- 被害者本人には・・・ケガなどの身体的な影響のほか、精神的・社会的な影響を受けます。
- 子どもには・・・暴力を目撃した子どもにさまざまなストレス症状が表れることがあります。

デートDV ってなに?

DVは決して大人だけの問題ではありません。恋人同士など親密な関係にある相手に振るう、からだや心への暴力をデートDVとよびます。たとえば...

- 嫌がっているのにキスなどの性的行為を無理やりする。
- 位置情報アプリで監視する。
- 友達や知人の連絡先を消させる。
- 借りたお金を返さない。
- お金を払わせる、バイトを強制する・やめさせる。
- ファッションの好みを押し付ける。
- 「自分はだめな人間だ」と思うように仕向ける。

まずはご相談ください

配偶者・交際相手から暴力を受けた

